

障がい者相談支援センターからの報告（令和 7 年度第 1 回）**1 相談支援機能強化員連絡会議****（1）目的**

熊本市障がい者相談支援センター（9 カ所）間の各区にまたがる情報共有や、市全体としての対応の整合性を図る場として、各センターの相談支援機能強化員が集まる会議を毎月 1 回開催。

（2）内容

- ・ 各区障がい福祉ネットワーク会議の進捗状況
- ・ 困難ケースへの対応、情報共有
- ・ 各種会議の出席状況、内容の共有
- ・ 市からの説明、報告事項

（3）令和 6 年度の実績**① 各区障がい福祉ネットワーク会議の進捗状況**

＜目的＞区内での相談支援の充実に向けた円滑な連携協力体制の確立

＜構成＞障がい者相談支援センター、各区福祉課及び保健こども課

指定特定相談支援事業所、その他の関係機関等

区	回数	内容
中央区	4	・ 関係機関の活動紹介及び座談会、グループワーク（座談会） ・ 報酬改定について ・ スクールソーシャルワーカーとの意見交換会・座談会 ・ 児童発達支援センターとの意見交換・グループワーク ・ 事例検討
東区	6	・ 児童発達支援機能強化事業の取組みについて、ミニ講話 ・ 報酬改定について ・ 虐待防止についてディスカッション（児童） ・ 事例検討、報告 ・ ストレスケアについて（講話・グループワーク） ・ 精神障害者の地域移行支援について（ロールプレイ） ・ グループホームとの意見交換
西区	4	・ 令和 5 年の地域診断結果報告 ・ 西区区部会の目標 ・ 事例検討、地域課題グループワーク

		・事業継続計画、防災に関する講話 ・相談員のストレスケア ・障害福祉と介護保険サービスの種類と流れの確認 ・事例検討
南区	4	・児童虐待について ・家族全体の支援、こどもらしい生活を保障する支援者視点の情報提供 ・障がい者ケアにおける訪問診療の活用について ・災害時における対応について
北区	4	・社会福祉協議会・ささえりあ 事業説明 ・事例検討 ・自立支援協議会 各専門部会の報告 ・防災と啓発について ・不登校支援について ・医療との連携について共有やグループワーク

① 困難ケースへの対応、情報共有

- ・基幹相談支援センターが介入するケース移行の線引きについて
- ・ささえりあとの連携について
- ・医療的ケア児の支援について（医療的ケア児コーディネーターの役割等）
- ・退院後の入所施設を探す場合の、相談支援事業所と病院の役割について
- ・手話に対応した放課後等デイサービスの不足について
- ・相談員の退職に伴う引継ぎについて
- ・医療的ケア児の支援における訪問看護ステーションとの連携について
- ・介護保険の範囲を超えた支援について
- ・特定相談支援事業所変更に関する相談対応について
- ・相談員の資質の向上について
- ・巡回訪問の方法について共有 など

② その他

- ・リスクマネジメントについて
- ・ささえりあとの合同研修会について
- ・ささえりあとの連携に向けたアンケートについて
- ・地域生活支援拠点等整備について
- ・認定調査期間の短縮について
- ・こども発達支援センターとの意見交換について
- ・災害時における障がい者相談支援センターの役割について

- ・生活安全課との意見交換について
- ・ガイドラインの見直しに関する意見集約について
- ・区役所福祉課との意見交換について
- ・障害福祉サービスの待機時間縮減に向けて
- ・児童相談所との意見交換会
- ・支援記録への情報開示請求への対応について
- ・成年後見制度の活用について など

(4) 令和7年度の実施予定

① 各区障がい福祉ネットワーク会議

中央区、西区、南区、北区は4回、東区は5回開催予定。

③ 検討議題（予定）

- ・関係機関との意見交換（児童発達支援センター、ささえりあ、発達障がい者支援センターみなわ、教育委員会、各区福祉課・保健こども課、児童相談所）
- ・防災について
- ・ガイドラインに関する報告

2 地域支援員会議

(1) 目的

障がい者相談支援センターの各圏域で実施している地域支援事業における内容の整合性、各区にまたがる情報共有等を図るため、各センターの地域支援員が集まる会議を毎月1回開催。

(2) 内容

- ・各圏域における事業の進捗状況、情報共有
- ・事業の進め方における意見交換
- ・班活動
- ・市からの説明、報告事項

(3) 令和6年度の実施実績

① 各圏域における事業の進捗状況・情報共有（抜粋）

ア 関係機関とのネットワークの構築及び連携

- ・ささえりあ（地域包括支援センター）との情報交換、連携会議、研修等
- ・生活支援コーディネーター連絡会への出席
- ・校区民生委員児童委員協議会への出席

- ・校区自治会長会議への参加
- ・まちづくりセンターとの情報交換、連携会議への参加
- ・障がい福祉サービス事業所訪問
- ・校区社協とのボッチャ交流会

イ アウトリーチの実施

- ・ささえりあからの依頼によるケース対応
- ・区役所保健こども課や保護課からの依頼によるケース対応
- ・校区民生委員からの依頼によるケース対応

ウ 社会資源の情報収集や共有化、開発等

- ・障がい者福祉サービス利用開始までの流れに関するパンフレットの作成

エ 地域における障がい者等への理解促進

- ・地域の教育機関や民協、社協に対する障がい者サポーター研修等の実施
- ・認知症サポーター養成講座との共同開催
- ・地域への広報紙の発行
- ・障がいマークパズルゲームなどを用いた校区のイベントにおける活動

オ 災害時における障がい者等の支援体制の構築

- ・校区の避難訓練への参加
- ・行動計画策定会議への参加

② 班活動

以下の取組別に班に分かれて、それぞれの班で作業実施。

ア 8月熊本市障がい者サポーターワークショップの実施

- ・会場の選定、チラシの作成、企画書の作成等企画準備
- ・ボッチャ体験、車いす体験、視覚障がい体験、クイズのブース準備、運営

イ 12月熊本市サポーター研修会の実施

- ・講師選定、会場選定、講話内容の協議等
- ・当日受付、会場設営等



障がい児・者福祉サービス 利用開始までの流れ

- 相談**
まずはお近くの区役所生活支援課、または福祉支援課へご相談ください。
- 申請**
利用するサービス提供事業所と福祉支援事業所が決まったら、区役所生活支援課に申請書の予約申し込み書類を提出します。
- 相談支援事業所との契約**
サービス利用計画書を作成
- ＊面談
＊計画書の作成**
相談支援事業所にて面談し、本人・家族と面談（「サービスプラン」）を行い、計画書を作成します。
- 支給決定**
サービスの継続と変更、支給額が確定します。区役所から相談支援事業所に「サービス受給書」が届けます。
- 担当者会議**
本人・家族、相談支援専門員、サービス事業所と一緒にサービスの利用にむけて話し合い、正式な計画書を作成します。
- 利用開始**
サービス提供事業所と契約をして、サービスの利用開始です。
- モニタリング**
相談支援事業所が定期的に面談を 실시し、利用の状況等を確認いたします。

※申請に必要なのは、利用の状況等を「確認」いたします。

※申請に必要なのは、利用の状況等を「確認」いたします。

※申請に必要なのは、利用の状況等を「確認」いたします。

障がい福祉サービスなどの種類

障がい福祉サービス

訪問サービス

- 居宅訪問（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行支援
- 行動援助
- 家賃増が1等者包括支援

日中活動サービス

- 生活介護
- 療育介護
- 自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型
- 就労移行支援
- 就労定着支援
- 短期入所（ショートステイ）

居住系サービス

- 施設入所支援
- 共同生活援助（グループホーム）

障がい児のサービス

- 児童発達支援
- 児童発達支援（訪問型）
- 放課後等デイサービス
- 保護者サポート支援
- 障がい児入所施設（福祉型・医療型）

地域生活支援事業

- 日中一時支援A型
- 移動支援
- 訪問入浴
- 重度訪問介護利用者の大学修学支援
- 重度障がい者等就労支援

障がい福祉サービスなどの種類

訪問サービス

- 居宅訪問（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行支援
- 行動援助
- 家賃増が1等者包括支援

日中活動サービス

- 生活介護
- 療育介護
- 自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型
- 就労移行支援
- 就労定着支援
- 短期入所（ショートステイ）

居住系サービス

- 施設入所支援
- 共同生活援助（グループホーム）

障がい児のサービス

- 児童発達支援
- 児童発達支援（訪問型）
- 放課後等デイサービス
- 保護者サポート支援
- 障がい児入所施設（福祉型・医療型）

地域生活支援事業

- 日中一時支援A型
- 移動支援
- 訪問入浴
- 重度訪問介護利用者の大学修学支援
- 重度障がい者等就労支援

① 各圏域における事業の進捗状況・情報共有

② 班活動

- 5